

指定管理者の選定結果（非公募用）

- 1 施設 の 名 称 静岡市生涯学習センター、静岡市南部勤労者福祉センター、静岡市小鹿老人福祉センター
- 2 指定管理者の名称 公益財団法人静岡市文化振興財団
- 3 指 定 期 間 平成31年4月1日～平成36年（2024年）3月31日
- 4 選定の経緯

(1) 非公募

ア 非公募の理由

【該当項目】

エ 市と緊密に連携し、政策と連動した事業を展開することが特に重要であることから、公募による募集が適当ではないと指定管理者選定委員会が認めた施設

【該当理由】

少子高齢化の進展に伴い、地域コミュニティの重要性が増していることから、生涯学習施設の配置適正化方針（平成29年9月策定）において、生涯学習施設の将来像を「学びの場+地域コミュニティによるまちづくりの場」とした。

このため、これからの生涯学習施設には、学習機会の提供とともに、まちづくりを担う人づくりに寄与する学びの場を提供し、地域コミュニティ活動の拠点となる役割を果たすことが求められている。

「(公財) 静岡市文化振興財団」は、20年以上前から、生涯学習事業の企画や実施に携わり、各センターの地域における課題を抽出し、生涯学習センター11館で相互に連携した効果的な事業を実施しているほか、当該団体が管理運営している「静岡市美術館」「静岡音楽館AOI」「静岡科学館る・く・る」が持つ専門性やネットワークを活用し、多岐にわたる分野の学習機会及び各人のニーズに応える深い学びを提供している。

また、生涯学習センターの運営において、地元自治会や町内会、近隣学校等と連携した事業を展開し、地域資源の開拓と活用に重点を置いているほか、地域との連携や地域の人材育成事業などシビックプライドを醸成し、地域コミュニティの活性化に貢献する事業を行い、まちづくりの活性化に貢献している。

専門性の高い事業の実施に加え、これからの生涯学習施設に求められる地域コミュニティの拠点として、各11館が立地する地域の特性をすべて理解した上で、各地域との信頼関係を構築し、地域とのネットワークを有しているのは「(公財) 静岡市文化振興財団」だけである。

様式第9号

以上のことから、「(公財) 静岡市文化振興財団」に、管理運営を行わせるものとする。

イ 募集期間 平成30年10月16日～平成30年11月16日

ウ 募集対象団体 公益財団法人静岡市文化振興財団

(2) 審査方法

ア 審査の種類

(ア) 書類審査 平成30年12月3日

(イ) プレゼンテーション 平成30年12月3日

イ 審査委員会

委員長 堀池 明 (生涯学習推進課長)

委員 繁田 昌宏 (高齢者福祉課長)

〃 梶山 雅代 (商業労政課雇用労働政策担当課長)

〃 田井 優子 (常葉大学教育学部准教授)

〃 弓削 幸恵 (NPO法人まちなびや理事長)

ウ 審査基準 (審査表)

様式第18号「指定管理申請者審査表」のとおり

エ 決定方法 (審査方法)

各審査委員が、書類審査とプレゼンテーションの結果に基づき上記審査項目について採点し、総合点数により決定する。

(3) 審査結果

ア 選定された団体の名称及び点数

(ア) 名称 公益財団法人静岡市文化振興財団

(イ) 点数 80.2点/100点満点 (市が設定した最低基準点70点)

(ウ) 指定管理料提示額 509,396千円

イ 総評 (選定の理由等)

- ・施設の設置目的、仕様書における方向性を理解したうえで、理念や事業方針が示されており、これまでの「生涯学習」の貸館や講座実施のイメージからは異なる取り組みが期待できる。
- ・施設の運営にあたり社会教育主事などの資格保有者が各施設に配置され、各館で適切な運営ができる。
- ・多様な団体とのネットワークは団体の大いなる強みであり、地域に根付いた事業展開

様式第9号

ができるとともに、地域資源の開拓・活用のために地域住民、地域の関係団体との連携が図られている。

当該団体の持つノウハウや、専門性・総合性・地域性の経営資源を活用した強みを活かし、生涯学習活動及びまちづくり活動を効果的に進めることが期待できる点が選定の決め手となった。

(4) 指定管理者選定委員会

委員長 総務局長

委員 総務局次長、市民局次長、観光交流文化局次長、環境局次長、
保健福祉長寿局次長、保健衛生医療部長、子ども未来局次長、
経済局次長、農林水産部長、都市局次長

(5) 市議会の議決 平成31年3月20日

(6) 指 定 平成31年3月25日

(7) 公 告 平成31年3月27日